

令和 7 年度 車両基地軌道桁塗替塗装工事(その 2) 特記仕様書

1. 総 則

この工事は、鋼道路橋仕様及び千葉市の基準によるほか、添付図に基づき施工すること。
また、下記の法・規則についても十分内容を把握して施工すること。

- (1) 千葉都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規則（線路閉鎖取扱規程、災害対策基準、構造基準）
- (2) 騒音規制法
- (3) 振動規制法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 千葉市土木工事施工管理基準

2. 工事範囲

車両基地(上線)KP2～KP4(複線)、KP7～KP9(複線)、KP17～検修庫(複々線)の軌道桁上面

3. 施工計画書

この工事の施工に先立ち、施工計画書を提出すること。

4. 工事目的

軌道桁上面の長寿命化を図るため、塗替塗装を行うものである。

4-1. 一般

- (1) 本工事の塗装に関する技術基準は以下の通りとする。
 - ・鋼道路橋防食便覧 平成 26 年 3 月 公益社団法人日本道路協会
 - ・鋼道路橋塗装・防食便覧資料集 平成 22 年 9 月 公益社団法人日本道路協会
- (2) 前項の技術基準に加え以下を参考資料とする。下記以外に、本工事に関して新たに参考とすべき図書や基準が必要となった場合は、工事監督員と協議すること。
 - ・鋼構造物塗膜調査マニュアル JSS IV 03-2018 平成 30 年 2 月 1 日改正
一般社団法人日本鋼構造協会
- (3) 本工事の施工は、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成 26 年 5 月 30 日 厚生労働省労働基準局安全衛生部）」、「鉛中毒予防規則」、「PCB 廃棄物特別措置法」、「低濃度 PCB 廃棄物収

集・運搬ガイドライン（平成 25 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」等の関係法令に基づいて適切に実施すること。

5. 工事内容

5－1. 塗装工

(1) 塗装系は、以下を標準とする。

標準部（軌道桁）

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装色	前工程との 塗装間隔
素地調整	4 種	－	－	－
補修塗	素地調整軽減剤	100	－	4 時間以内
下塗	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料	200	グレー	3 時間～3 日
下塗	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料	200	赤錆色	1 日～10 日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗	140	白	1 日～10 日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	120	3.8Y 7.5/1	1 日～10 日

※下塗について、上記の塗装系を標準とするが、上記塗装系に相当する塗料を使用する場合は、監督員と協議の上、承諾を得ること。

(2) 本工事に従事する塗装工は、公共施設鋼構造物の塗装工事に十分な経験を有するものであること。

5－2. 腐食部下地調整工

(1) 工事区間における著しい桁上腐食部(4 箇所)において、以下の仕様で下地調整を施し、硬化を確認した上で、下塗り以降の塗装(標準部と同様)を行うものとする。

塗装工程	塗料名	使用量 (kg/箇所)	塗装色	前工程との 塗装間隔
プライマー	素地調整軽減材	0.64	－	－
下地形成	速乾厚膜形エポキシ樹脂塗料	1.05	グレー	直ちに～7 日
パテ処理	柔軟型エポキシ樹脂パテ t=5mm	8.4	グレー	3 時間～3 日

※パテ処理及び下地形成について、既設面の形状、擦り付けに十分検討の上、施工すること。また、本工程については、すべて監督員による段階確認を行うこととする。

5－3. 橋梁付属物補修工

(1) 塗装区間に添架されている電纜管の錆び汁発生の原因となり得る箇所について、シルバージンクリッチ塗料を用いて防錆処理を施すものとする。

6. 諸 届

- (1) この工事に伴う諸官署その他への手続きは、受注者の負担において行うこと。
- (2) この工事における工事管理者(現場代理人、主任技術者)は、あらかじめ経歴書を提出すること。

7. 工事報告

作業中に、構造物の異常等を発見した場合は、ただちに監督員に報告すること。

8. 工事の作業区分・作業申請

- (1) 工事の作業区分は、下表の昼間作業を基本とする。作業区分で定められた施工内容を変更する場合は、監督員の承諾を得るものとする。

作業区分	作業時間	施工内容
昼間作業	8：30～17：00 (※8:00)	すべての作業

※作業前日までに、作業日の車両入替計画を工事管理者が把握している場合は
8:00 から作業できるものとし、月曜日や休日明けなど、これに寄らない場合は、
発注者から当日の車両入替予定について説明を受けてからの作業着手とする。

- (2) 工事実施に先立ち、下記書類を監督員に提出し、承認を得ること。

作業区分	提出書類
昼間作業	作業申込書

9. 事故防止

- (1) 本工事の施工にあたって、監督員及び関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
- (2) 本工事は、モノレール保守作業と関連するため、お互いに協力し工事工程及び施工順序について十分打合せ、モノレール保守作業に支障を与えないようにすること。また、モノレール保守検査と競合する場合は、保守検査を優先させること。
- (3) 車両留置区域の入退場及び軌道桁上作業にあたっては、監督員から指示に基づき、工事管理者の管理のもと、事故防止並びに車両の往来に支障の無いよう万全を期すこと。
- (4) 本工事において、工区内(直接工事を行わない通過路を含む)に工具等を持ち込む場合は、持ち込み工具リストを作成し、日々、置き忘れのないようチェックを行うこととする。また、当日の作業終了時に、工事管理者とその他の者 1 名の計 2 名以上で最終確認を行い、確認時刻及び確認者名を用紙に記録すること。記録用紙については、監督員の求めにより随時提示するとともに、完成図書に収めるこ

と。これに寄り難い場合は、監督員と協議すること。

(5) 営業線に近い工区(KP2～KP4)での作業については、モノレール職員立会のもと実施すること。また、分岐器周辺での作業は、転換動作に十分注意すること。

(6) 素地調整の施工にあたっては、ケレンくずの飛散防止に努めるとともに、施工箇所直下に駐車されている車両等への影響が懸念される場合には、施工日の調整又は駐車位置の変更等により対応するものとする。

10. 整理整頓

本工事において、施工現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。また、車両基地内に現場事務所を設置する場合は、他に影響を及ぼさないよう美化に努めること。

11. 騒音防止

(1) 本工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。

(2) 本工事に使用する電動工具類については、騒音に配慮したものを使用すること。

12. 提出書類

受注者は、次の書類を提出すること。

(1) 施工前（着工書類）

- ア 着手届
- イ 主任技術者等選任通知書
- ウ 施工計画書
- エ 全体工程表
- オ その他監督員の指示によるもの

(2) 施工中

- ア 作業申込書（昼間作業）
- イ 施工打合せ票（線路閉鎖作業が発生する場合）
- ウ 週間工程表（必要に応じて）
- エ 月間工程表（必要に応じて）
- オ その他監督員の指示によるもの

(3) 竣工時（完成図書）

- ア 完成通知届
- イ 目的物引渡申出書

- ウ 工事完成図書（施工計画書、下請業者選定通知書、施工体制台帳、施工体系図、再下請通知書、品質管理調書、出来形調書、塗膜厚測定表、完成図、工事写真台帳）
- エ 産業廃棄物マニフェスト（紙又は電子）
- オ その他監督員の指示によるもの

以上